

南山城村簡易水道 所有者・使用者 変更届出書

上記のことについて、南山城村簡易水道給水条例施行規程第17条第4項の規定により、次のとおり届出します。

南山城村長 様

年 月 日

届出内容	<input type="checkbox"/> 所有者変更 <input type="checkbox"/> 使用者変更	
給水装置場所	南山城村大字	小字
旧所有者 又は 旧使用者 1.使用中 2.休止中 ※○をつけて 下さい。	水栓番号	—
	住所	〒 —
	ふりがな	
	氏名	Ⓜ

➡ 2の場合、水道の使用には再開栓手続きが必要です。（裏面参照）



新所有者 又は 新使用者	水栓番号	—	
	住所	〒 —	
	ふりがな		
	氏名	Ⓜ	
	TEL		
	水道使用料 請求方法	①直送	<input type="checkbox"/> 給水場所 <input type="checkbox"/> その他 〒 —
		②口座振替（別紙口座振替申込書を指定金融機関窓口へ提出のこと）	
使用者変更の場合は 所有者の承諾を得て下さい	所有者氏名： Ⓜ		
変更年月日	年 月 日		

●備考欄

--

●処理欄

○変更日	○システム入力
○メーター数	○その他

(裏面)

●所有者・使用者
変更届

引越し等で水道の所有者又は使用者が変わる場合は所有者・使用者の変更手続きが必要です。

休止中の水道の名義を変更して使用される場合は再開栓が必要です。

再開栓手続き

・水道使用異動届の提出および再開栓手数料3,000円(休日・時間外5割増)が必要です。【南山城村簡易水道給水条例第34条第1項第5号による】